

職場におけるカスタマーハラスメントに関する方針

公益社団法人新見市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、各種の事業を実施しているところです。

一方で、会員、発注者、近隣住民、取引先等の方（以下「顧客等」という。）からの暴力的な言動や理不尽な要求、繰り返される根拠のない主張など、社会通念上許容される範囲を超えた行為（カスタマーハラスメント）が見受けられます。

このため、カスタマーハラスメントを受けた際は、事情などを十分説明した上でご理解、ご納得いただけない場合は、職員及び就業会員の働く環境を守るために、センターとして毅然と対応いたします。

また、センターの役員及び職員は、カスタマーハラスメントに対する関心と理解を深め、他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めます。

1 カスタマーハラスメントの内容

カスタマーハラスメントになり得るもの（「者」ではなく「行為」を指す。以下同じ。）は、次の（１）及び（２）のとおりとする。

なお、次の（１）及び（２）に掲げるものは、限定列举ではなく、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得る。

（１）言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア そもそも要求に理由がない又はセンターが行う業務と全く関係のない要求

・ 性的な要求や、職員のプライバシーに関わる要求をすること。

イ 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求

・ 契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求すること。

ウ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

・ 契約金額の著しい減額の要求をすること。

エ 不当な損害賠償要求

・ 商品やサービスの提供等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること。

（２）手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア 身体的な攻撃（暴行、傷害等）

- ・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
- ・物を投げつけること。
- ・わざとぶつかること。
- ・つばを吐きかけること。

イ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

- ・センター等の物を壊すことをほのめかす発言やSNS等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって職員を脅すこと。
- ・SNS等のインターネット上へ職員のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと。
- ・職員の人格を否定するような言動（相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を含む。）を行うこと。
- ・土下座を強要すること。
- ・盗撮や無断での撮影を行うこと。
- ・職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該職員が開示することを強要する若しくは禁止すること。

ウ 威圧的な言動

- ・大きな声をあげて職員や周囲を威圧すること。
- ・反社会的な言動を行うこと。

エ 継続的、執拗な言動

- ・同様の質問を執拗に繰り返すこと。
- ・当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てを行うこと。
- ・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。

オ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

- ・長時間にわたる居座りや電話で職員を拘束すること。

2 カスタマーハラスメントへの対応

カスタマーハラスメントが生じた際の対処の内容は、次のとおりとする。

ただし、これらはあくまで例示であって、事案の内容や状況に応じて適

切に対処するものとする。

- (1) 職員は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理監督者」という。）に直ちに報告し、その場の対応の方針について指示を仰ぐこと。
- (2) 職員は、可能な限り一人で対応しないこと。また、必要に応じて当該職員に代わって管理監督者が対応すること。
- (3) 職員又は管理監督者は、顧客等とのやり取りを録音・録画すること。
なお、録音・録画に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等を遵守し、顧客等の個人情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 職員又は管理監督者が十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退去を求めたり、電話を切ったりすること。
- (5) 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動を受けた場合は、警察へ通報すること。
- (6) 現場対応が困難な場合は、センターへ情報共有を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 特に悪質と考えられる行為者（以下「行為者」という。）に対して警告文を発出すること。
- (8) 行為者に対して連絡調整等の業務、サービスの提供等をしないこと。
- (9) 行為者に対してセンター等への出入りを禁止すること。
- (10) 法的な手続が必要な場合には、弁護士へ相談すること。

令和 8 年 1 0 月 1 日

公益社団法人 新見市シルバー人材センター